

令和7年度 概算要求の概要

(厚生労働省医政局)

令和7年度 概算要求額	2,027億31百万円
〔うち、重要政策推進枠	267億68百万円〕
〔うち、東日本大震災復興特別会計	35億43百万円〕
令和6年度 予算額	1,803億35百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計	21億28百万円〕
差引増減額	223億97百万円
対前年度比	112.4%

(注) 計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注) デジタル庁計上予算として令和6年度当初予算に16億24百万円が、令和7年度概算要求額に80億70百万円が含まれている。

(注) 物価高騰対策等の「事項要求」、及び「社会保障の充実（医政関係では地域医療介護総合確保基金と医療情報化支援基金）」については、別途予算編成過程で検討する。

「重要政策推進枠」主な要望施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

- ・地域医療構想の実現に向けた取組の推進 742億円
- ・医療計画等に基づく医療体制の推進及びかかりつけ医機能が発揮される制度整備 613億円
- ・医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進 129億円
- ・医師・医療従事者の働き方改革の推進 122億円
- ・国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化 61億円

2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

- ・有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 66億円
- ・国際競争力のある治験環境の整備 47億円
- ・ドラッグラグ・ドラッグロスの解消 1億円
- ・研究開発によるイノベーションの推進 26億円
- ・医薬品等の安定供給の推進 13億円

3. 医療DXの推進

64億円

主要施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

今後も人口減少・高齢化が続く中、各地域において、将来の医療需要を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新興感染症等や、地震災害・風水害等の自然災害など、緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制を整備・構築する必要がある。

第204回国会（令和3年常会）で成立した医療法等改正法の円滑な施行を進め、「医療計画」、「地域医療構想」、「医師の働き方改革」、「医師偏在対策」、「外来機能の明確化・連携」など各種施策を一体的に推進するとともに、第211回国会（令和5年常会）で成立した改正医療法を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策を推進する。

（1） 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、質が高く効率的な医療提供体制を構築していくため、各都道府県が策定した地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携の推進、在宅医療等の充実等、各種事業を着実に進めていくために必要な施策を講じる。

各地域において、医療機能の分化・連携の議論・取組を着実に進めるとともに、取組が進められている医療機関に対しては、「重点支援区域」や「病床機能再編支援」等により、重点的に支援を行う。また、国によるモデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援を行う。

さらに、新たな地域医療構想について、2026年度に各都道府県が策定することに伴い、医療提供体制の課題等を把握するための必要なデータ提供を行う。

あわせて、医師偏在対策、医師派遣機能の強化など各地域の医療機能確保に必要な医師の適正配置に向けた取組が一層進むよう必要な措置を講じる。

1

地域医療介護総合確保基金

公費 102,866百万円

（国 73,299百万円、地方 29,567百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

(参考) 地域医療介護総合確保基金の対象事業

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(事業区分Ⅰ-1)

公費20,000百万円(国13,333百万円、地方6,667百万円)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業(事業区分Ⅰ-2)

公費14,165百万円(国14,165百万円)

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③居宅等における医療の提供に関する事業(事業区分Ⅱ)

公費54,400百万円(国36,267百万円、地方18,133百万円)の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④医療従事者の確保に関する事業(事業区分Ⅳ)

公費54,400百万円(国36,267百万円、地方18,133百万円)の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(事業区分Ⅵ)

公費14,300百万円(国9,533百万円、地方4,767百万円)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関等を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業(勤務医の労働時間短縮の推進)。

2

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業 ④^{一部}

201百万円 うち、④ 33百万円(168百万円)

地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の取組を推進するために、重点支援区域や、再編を企画・検討する区域(再編検討区域)に対して、国による助言や集中的な支援を行う。また、モデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援を行う。

3

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業 **新****推**

240百万円(0百万円)

地域全体で納得した医療提供体制を検討するためには、地域の現場感覚とマッチしたデータ分析が必要。医療提供体制の課題は地域ごとに異なり、必要となるデータ分析も異なる。各都道府県の実情に応じた地域医療提供体制の検討にあたり、各地域の実情に応じたデータ分析に基づいて企画、立案できる体制を構築するため、都道府県が自らデータを分析できるよう必要な支援を行う。

4

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業 **推**^{一部}443百万円 うち、**推**50百万円(393百万円)

病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、都道府県向けの新たな地域医療構想策定支援ツールの開発及び第8次医療計画の中間見直しに伴う医療計画策定支援ツールの更新を行う。

(2) 医療計画等に基づく医療体制の推進及びかかりつけ医機能が発揮される制度整備

各地にお住まいの方々が、必要なときに適切な医療サービスが受けられるよう、地域の医療機関等や多職種が機能や専門性に応じて連携して、地域の医療需要に対応することがより一層重要であり、各地域における医療提供体制の整備のための取組を更に進めるとともに、地域における高齢者を支えるための在宅医療や体調急変時における夜間・休日対応を行う機能など、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能の確保が進むよう必要な措置を講じていく必要がある。

1

かかりつけ医機能が発揮される制度整備等の推進 **新**^{一部} **推**^{一部} **テ**^{一部}2, 026百万円 うち、**推**20百万円(283百万円)

うち、デジタル庁計上予算1, 931百万円

令和7年度より新たに施行されるかかりつけ医機能報告制度について、医療機関が本報告をG-MIS 上で行えるようシステム構築等を行うとともに、各自治体において、本制度が円滑に運用・推進されるための必要な支援を行う。

また、かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域における協議の場に

において検討された、必要な機能を確保するための具体的方策を企画・実施する際の必要な経費等の支援を行う。

【かかりつけ医機能関係の予算の内訳】

・医療機能情報提供制度に係る全国統一システムの運用・保守・改修等経費及びかかりつけ医機能報告制度に係るシステム（G-MIS）の構築等	1,931 百万円
・かかりつけ医機能普及促進等事業	75 百万円
・かかりつけ医機能研修事業（医療施設運営費等補助金）	20 百万円
・地域医療介護総合確保基金※	

※かかりつけ医機能を確保するために行う事業は、2ページの③「居宅等における医療の提供に関する事業（事業区分Ⅱ）」において支援することを想定。

2

ドクターヘリ導入促進事業 推^{一部}

10,011百万円 うち、推^{一部} 10,000百万円(9,521百万円)

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。

【ドクターヘリ関係の予算の内訳】

・ドクターヘリ事業従事者研修事業	7 百万円
・ドクターヘリ症例データベース収集事業	4 百万円
・ドクターヘリ導入促進事業※	10,000 百万円
※ドクターヘリ導入促進事業は医療提供体制推進事業費補助金	
	27,063 百万円の内数

3

救急医療体制の推進 新^{一部} 推^{一部}

1,212百万円 うち、推^{一部} 554百万円(658百万円)

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター等への支援を行う。

【救急医療関係の主な予算の内訳】

・遠隔ICU体制整備促進事業	368 百万円
・救急医療体制強化事業	359 百万円
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備）	189 百万円
・救急現場に出動するドクターカー活用促進事業	90 百万円
・ジェット機を用いた重症患者搬送支援事業	56 百万円
・病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	41 百万円

- ・救急救命士国家資格等情報連携・活用システム事業 10 百万円
- ・病院救急車機能向上推進事業 7 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 27,063 百万円を活用

○主な事業メニュー

救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業 等

4	災害医療体制の推進 新 ^{一部} 推 ^{一部} テ ^{一部}
	2,071百万円 うち、推510百万円(1,695百万円)
	うち、デジタル庁計上予算389百万円

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害拠点病院等や災害等のリスクの高い地域に所在する医療機関等の体制強化や施設整備に対する支援等を行う。

新興感染症への対応や大規模災害発生直後の被災地における迅速な活動調整等を目的とした DMAT 事務局等の体制拡充、地域における災害等の危機管理を指導する専門家の養成等を図るとともに、特に災害時には、被災地内で活動する複数の DMAT 等の医療チームが IT 技術を活用しながら、体系的に被災状況を収集し、情報を共有できる体制を迅速かつ効率的に構築することが肝要であるため、DMAT 事務局内に IT やデータサイエンス専門のチームを整備し、災害時のデータに基づく支援の強化を行う。

加えて、EMIS については、後継システムとして災害モードの公開機能や DMAT 管理システム、医療搬送患者管理機能などを提供できる民間サービス利用に必要な経費を要求するものである。

【災害医療関係の主な予算の内訳】

・DMAT 体制整備事業	921 百万円
・DPAT 体制整備事業	69 百万円
・災害・感染症に係る看護職員確保事業	56 百万円
・新 EMIS におけるシステム利用	340 百万円
・船舶を活用した災害医療活動体制整備事業	100 百万円
・医療コンテナ活用促進事業	276 百万円
・新 EMIS と G-MIS 連携に係る改修・運用事業	49 百万円

上記以外に有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 100 百万円を計上、医療提供体制推進事業費補助金 27,063 百万円を活用

○主な事業メニュー

基幹災害拠点病院設備整備事業、地域災害拠点病院設備整備事業 等

5

小児・周産期医療体制の推進 **新**一部 **推**一部761百万円 うち、**推**29百万円(731百万円)

地域で安心して産み育てることのできる医療提供体制の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等への支援を行う。

【小児・周産期医療関係の主な予算の内訳】

・地域の分娩取扱施設設備整備事業	80 百万円
・地域の分娩取扱施設設備整備事業	51 百万円
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備）	189 百万円
・周産期医療施設整備事業（産科区域施設整備）	29 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 27,063 百万円を活用

○主な事業メニュー

周産期母子医療センター運営事業、NICU 等長期入院児支援事業 等

6

へき地保健医療対策の推進 **新**一部 **推**一部2,440百万円 うち、**推**516百万円(1,924百万円)

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所、巡回診療等を行うへき地医療拠点病院等への支援を行う。

【へき地医療関係の主な予算の内訳】

・へき地医療拠点病院運営事業	409 百万円
・へき地診療所運営事業	1,318 百万円
・へき地巡回診療車（船）整備事業（歯科分）	16 百万円

7

地域の在宅医療の体制整備に向けた連携支援事業 **新** **推**

35百万円(0百万円)

既存の事業、研究等から得た知見及び優良事例を参考に、多職種が連携して在宅医療を推進するためのマニュアルを作成する。また、当該マニュアルを活用し、在宅医療の更なる体制整備が必要な都道府県に対して伴走支援等を実施する。

医療安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止に向けた普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等の取組を行う。

【医療安全関係の主な予算の内訳】

・医療安全支援センター総合支援事業	18 百万円
・医療事故情報収集等事業	93 百万円
・産科医療補償制度運営費	106 百万円
・医療事故調査支援センター運営費	754 百万円
・医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業	66 百万円
・閣僚級世界患者安全サミット出張経費	3 百万円
・生成AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業	7 百万円
・生成AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業	83 百万円

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組を推進するため、就労世代を含めた全世代を対象にした歯科健診や受診勧奨の手法の検証等を行うモデル事業を実施するとともに、歯周病等の簡易なスクリーニング方法の開発支援等を行う。

また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和5年厚生労働省告示第289号）を踏まえ、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、自治体における歯科健診や歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援する。

さらに、各地域の実情を踏まえて、歯科保健医療提供体制を構築するための取組を支援するとともに、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士の離職防止・復職支援等の取組や歯科専門職の業務の普及啓発により業務の理解を深め良質な人材を確保する。

【歯科口腔保健・歯科保健医療関係の主な予算の内訳】

・8020 運動・口腔保健推進事業	1, 326 百万円
・全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業	567 百万円
・歯周病等スクリーニングツール開発支援事業	121 百万円
・歯科医療提供体制構築推進・支援事業	321 百万円
・歯科専門職の業務の普及啓発事業	151 百万円

・ 歯科衛生士の人材確保実証事業	62 百万円
・ 歯科衛生士の人材確保に関する検討	6 百万円
・ 歯科技工士の人材確保対策事業	41 百万円
・ 歯科技工士の人材確保に関する検討	6 百万円
・ 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）	61 百万円
・ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業	154 百万円

10

特定行為に係る看護師の研修制度の推進 新一部 推一部

933百万円 うち、推856百万円(767百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」（平成 27 年 10 月 1 日施行）の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、引き続き、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者等育成のための支援等を行う。

また、研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関等を支援し、医療の質の向上を推進する体制の構築を目指す。

さらに、地域における在宅医療のニーズの増大に向けて、訪問看護ステーションや介護施設等に勤務する看護師に対して特定行為研修の受講支援等を行う体制の整備や、地域の診療所等の医師が手順書を活用するための支援を行うとともに、外科、在宅・慢性期領域等の医師向けの特定行為研修修了者の活用ガイドの作成等に対する支援を行う。

【特定行為に係る看護師の研修関係の主な予算の内訳】

・ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	92 百万円
・ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	409 百万円
・ 特定行為研修の組織定着化支援事業	275 百万円
・ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業	66 百万円
・ 地域標準手順書普及等事業	17 百万円
・ 地域における特定行為実施体制推進事業	39 百万円
・ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業	12 百万円

11

看護職員の確保対策等の推進 新一部 推一部

367百万円 うち、推131百万円(235百万円)

今後増大する看護ニーズに対応していくため、中央ナースセンター事業を拡充し、ナースセンターの機能強化や公共職業安定所との連携を強化するとともに、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者として就業を希望する者に対する研修等を実施する。

また、新人教育に携わる中堅期看護職員等の就業継続を支援するため、教育

に携わる看護職員同士がコミュニケーションをとれる場や、専門家によるカウンセリング・研修等を受けられるポータルサイトの設置に必要な経費に対する支援を行う。

加えて、次回の看護基礎教育カリキュラム改正の検討に必要な情報の収集と、令和4年度からの新カリキュラムの効果を検証するための調査を行うとともに、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資する看護基礎教育とするための検証・分析を行う。

【看護職員の確保対策関係の予算の内訳】

・中央ナースセンター事業	290百万円
・中堅期看護職員等の就業継続支援事業	28百万円
・地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業	48百万円

12

医療経営人材養成研修事業 **新推**

36百万円 (0百万円)

地域における医療提供の持続可能性を高めるために、医療制度への理解や病院の経営力を高めることは重要。このため、地域の基幹的な病院の経営幹部を対象に、経営能力を総合的に高めることを目的とした研修を実施する。

(3) 医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進

平成30年に成立した医療法・医師法改正法により、都道府県における実効的な医師確保対策を進めるため、令和元年度に各都道府県が「医師確保計画」を策定し、令和2年度より同計画に基づく医師偏在対策が実施されている。令和6年度から新たな医師確保計画が開始されており、当該計画に基づく都道府県の取組への支援を進めていく。

また、医師偏在対策について、さらなる偏在是正を図るべく、対策を講じていく。

1

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 **推**一部

562百万円 うち、**推**259百万円(303百万円)

総合診療医の養成を全国的に進めるため、総合診療医センターを各ブロックに整備し、体制の強化を図るとともに、臓器別の専門的な診療に従事してきた中堅以降の医師等を主な対象として、その後のキャリアにおいて総合的な診療能力を持つ医師として活躍するために必要な研修等の実施に必要な支援を行う。

2

専門医認定支援事業 (推)一部

166百万円 うち、(推)12百万円(154百万円)

医師の地域偏在、診療科偏在の是正に向けたより一層の取り組みを推進・充実させるため、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う一般社団法人日本専門医機構への支援を図る。

3

OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業 (推)一部

540百万円 うち、(推)112百万円(428百万円)

OSCE の公的化に対応できる模擬患者・評価者等を養成し、充実した OSCE を実施するために、効率的で質の高い評価体系並びに実施体制の確立を図る。

4

共用試験公的化に係る体制整備事業 (推)一部

180百万円 うち、(推)97百万円(83百万円)

試験問題の質向上・難易度の均衡といった試験問題の管理、全国共通の合否基準での試験実施、共用試験の実施全体の管理及び円滑かつ確実な実施に必要な支援を行う。

5

臨床研修費等補助金 (推)一部

11,192百万円 うち、(推)112百万円(11,080百万円)

令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を拡充するとともに、臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費を支援する。

6

地域医療介護総合確保基金(再掲・1ページ)

73,299百万円の内数

医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

(4) 医師・医療従事者の働き方改革の推進

2024年4月の医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始後も、地域医療への影響や各医療機関の取組状況を把握しつつ、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において医師の労働時間短縮をはじめとした働き方改革を更に推進していく必要がある。このため、必要かつ実効的な施策を講じるとともに、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の業務効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進、ICTの利活用や特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等による業務改革を進めていくための実務的な施策を講じていく。

さらに、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため、働き方改革に関する制度の周知や各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの体制強化を図り、医師の労働時間短縮や医療従事者の勤務環境改善に取り組んでいく。

1

勤務医の労働時間短縮の推進(再掲・1ページ)

9,533百万円

※地域医療介護総合確保基金の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

a. 働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

1

医療従事者勤務環境改善推進事業

19百万円(19百万円)

各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターが行う管内の医療機関に対する助言等の機能を向上させ、医療勤務環境改善支援センターの体制の充実を図るため、研修会の実施や有識者等の派遣を行う。

2

医療専門職支援人材確保・定着支援事業

10百万円(10百万円)

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行う。

3

特定行為に係る看護師の研修制度の推進(再掲・8ページ) **新**^{一部}**推**^{一部}933百万円 うち、**推**856百万円(767百万円)

(再掲・8ページ)

4

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業 **新推**

279百万円 (0百万円)

令和5年度補正予算で作成した事例集や必携を活用しつつ、看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおける更なるICT機器の円滑な導入等の支援やその効果検証等を実施することで、看護師等の養成や看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを促進する。

b. 医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

1

長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業

10百万円 (10百万円)

医療機関は時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる長時間労働医師に対して健康確保のために面接指導を実施することが義務付けられているため、長時間労働医師が勤務する医療機関において、面接指導体制を整備することを目的として研修システムや教材(eラーニング等)を活用した研修を実施するとともに、ロールプレイ研修等を実施することでより効果的な研修事業を行う。

2

医療機関勤務環境評価センター運営費

133百万円 (133百万円)

医療法に基づき「医療機関勤務環境評価センター」に指定された公益社団法人日本医師会に対し、安定的な組織運営を図る観点から一定の財政支援を行う。

3

集中的技能向上水準の適用に向けた対応事業

56百万円 (56百万円)

審査業務関連システム等の運用及び保守管理を行うとともに、医療機関の申請書や、医師が作成する技能研修計画の審査業務に係る全般的な事務業務等のほか、申請データの整理及び分析を行う。

4

医師の働き方改革普及啓発事業 **新推**

150百万円 (0百万円)

医師の働き方改革に関する国民の理解を深め、医師の勤務環境改善に向けた取組を更に推進していくため、医師の過酷な勤務状況や医師に適用される制度の内容、国民が享受するメリット（勤務医の負担軽減、継続的な医療提供体制の構築、医療事故の減少）、国民の協力が必要な内容（診療時間内の受診勧奨や、タスク・シフト/シェアの概念の浸透）の周知を推進し、医療提供体制の将来を考える広報事業として国民の適切な受診行動を促す。

5

医師の働き方改革にかかる地域医療への影響等に関する調査事業 **新推**

81百万円 (0百万円)

令和元年度以降、3年ごとに実施している医師の労働時間の状況等に関する調査について令和7年度に実施することで、特例水準の適用を受ける医療機関を含めた医師の労働時間の状況を把握し、各医療機関における取組の進捗や労働時間の短縮状況の分析等を行う。

6

G-MIS(特例水準申請)改修経費 **新テ**

44百万円 (0百万円)

特定労務管理対象機関として都道府県知事の指定を受けた医療機関は、1年ごとに都道府県に対して医師労働時間短縮計画（以下「時短計画」という。）を提出することとされている。

当該指定に係る情報や時短計画の情報をタイムリーに収集することで、医師の勤務環境の動向を把握し、施策に活かすべく、令和3年度からG-MISを活用したこれらの情報収集を実施しており、令和7年度以降もその活用を更に推進する。

c. 組織マネジメント改革の推進等

1

病院長等を対象としたマネジメント研修事業

32百万円 (32百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長等の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、病院長等向けの研修を行う。

① 女性医師支援センター事業 161百万円

平成19年1月30日に開設した女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、育児休業中の女性医師の代替医師確保など男性医師も含む人材確保が必要なことから、女性医師等再就業講習会を開催するとともに、女性医師等の就業促進等のための調査を実施する。

② 子育て世代の医療職支援事業 52百万円

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援に取り組む医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

(5) 国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化

我が国の優れた医療に関する技術・制度・製品の国際展開を推進する。また、グローバル化の時代に即して、外国人患者が我が国で安心して医療を受けられる環境の整備等を通じて、医療の国際化を推進するとともに、地域医療に配慮しながら、関係省庁と連携し、医療インバウンドや人材育成・交流の取組を進める。

また、新型コロナ対応で得られた知見を踏まえ、次の感染症危機への対応に万全を期すため、2024年4月に施行された改正感染症法や、7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、引き続き、協定締結医療機関に対する施設改修や設備整備等の支援や個人防護具の確保・備蓄など必要な対策を実施していく。

a. 医療の国際展開の推進

医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れ等を実施する。

【医療の国際展開の推進関係の予算の内訳】

- ・医療技術等国際展開推進事業 515 百万円
- ・医療国際展開推進等事業 80 百万円
- ・国際展開の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進事業 80 百万円

2

外国人患者の受入環境の整備 **推**一部 **テ**一部

341百万円 うち、**推**57百万円(282百万円)

うち、デジタル庁計上予算9百万円

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境整備は喫緊の課題であり、地域の外国人患者受入の拠点となる、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における多言語対応等の体制整備を通じて、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。

【医療の国際展開の推進関係の予算の内訳】

- ・外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業 143 百万円
- ・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業 143 百万円
- ・医療費の不払い等の経歴がある外国人に係る情報の収集等管理事業 54 百万円

b. 次なる感染症危機に備えた体制強化

1

新興感染症対応力強化事業 **新推**

711百万円 (0百万円)

新興感染症発生・まん延時において、協定に基づく措置（病床確保や発熱外来等の実施）が速やかに行われるよう、協定締結医療機関が実施する施設・設備整備に必要な支援を行うとともに、都道府県が実施する医療従事者等への感染対策等に関する研修への支援を行う。

2

個人防護具の備蓄等事業 **推**^{一部}

4,000百万円うち、**推**400百万円 (4,000百万円)

医療用（サージカル）マスク等の個人防護具について、新備蓄水準に基づき、国として計画的な備蓄を推進する。

3

重点感染症のMCM(感染症危機対応医薬品等)開発支援事業 **新推**

100百万円 (0百万円)

重点感染症に対する体外診断用医薬品等（MCM）の研究開発は、臨床試験の実施や市販後の需要が流行状況に左右されることから企業による自発的な投資は期待できず、政府による開発主導が不可欠とされている。現在利用可能性を確保すべきMCMの開発に係る費用を支援することにより、その国内導入を推進するとともに、企業に当該領域の知見を蓄積させることで次のパンデミックにおける迅速な応用開発が可能な状態にすることを目的とする。

4

重点感染症に対するワクチン等開発体制整備事業 **新推**

100百万円 (0百万円)

重点感染症の流行国等においてワクチン等のMCM開発に携わる海外CRO・医療機関等を調査することにより関係者を把握し、平時から国内製薬企業等が関係者との関係を構築する足がかりとする。また、国内外のワクチン開発に携わる関係者によるセミナー、関係者間による座談会等を企画し、平時からの国内外関係者の交流の場を構築する。

本事業ではワクチン大規模臨床試験等支援事業の適切な予算執行を行うため、外部監査機関を設けて第三者の目線から基金の財務状況を正確に評価し、資金の適正な使用や不正等が無いことを確認する。

2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

医薬品産業ビジョンや第二期医療機器基本計画で示されているとおり、国民の保健医療水準の向上や我が国を担うリーディング産業として国民経済の発展の観点からも、我が国の医薬品産業、医療機器産業の競争力強化に向けた取り組みを推進していくことは不可欠であり、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」での議論や中間取りまとめ、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」における議論の結果も踏まえて、魅力のある環境づくりを通じて創薬力の強化及び国際競争力の強化を図る。

後発医薬品において少量多品目生産が低収益に繋がりがやすいという産業構造上の問題が指摘されていることから、生産性の向上、人材の育成等ガバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力の推進を行うほか、金融・財政措置等様々な面から企業の取組を後押しする方策を検討する。

また、国において平時から医薬品の需給状況のモニタリングを行うとともに、感染症の拡大や各企業における供給停止を起因とする需要の増大に対応し、医薬品の安定供給を確保するためのマネジメントシステムの構築を行う。さらに、特に抗菌薬については経済安全保障の観点から、国内製造体制の構築や製剤の備蓄を支援する。

国民に最先端の医薬品、医療機器等を迅速に届けるためには、臨床研究や治験の活性化が必要であることから、更に臨床研究等の実施体制の強化を図るとともに、最先端の診断や医療機器の技術開発等の推進を図るため、臨床現場のニーズに合致する医療機器の開発を推進する。

我が国の優れた医薬品や医療機器について、国際展開を推進するため、引き続き、途上国・新興国等において我が国の製品や技術を活用した人材育成等に取り組む。加えて、国際機関における国際公共調達へ参加しようとする国内企業への支援を行う。

(1) 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

グローバルな創薬エコシステムの構築に向け、様々な政策支援を進める。

医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造へ転換するため、革新的バイオ医薬品等及びバイオシミラーの開発支援や、医療系ベンチャー・タレントサポート事業（MEDISO）事業を拡充し、海外人材を含むアクセラレーターによる支援や国内外クラスタ間での交流の促進、海外でのピッチイベントの開催、海外ベンチャーキャピタルとのマッチング支援など、海外エコシステムとの接続強化・拡大を図るとともに、途切れのない支援を実施する。

医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置し、医療機器のベンチャー企業等に対して伴走支援を行うとともに、医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリングを行う産業振興拠点を整備し、エコシステムの構築を行う。

※グローバルな創薬エコシステムの構築及び後発医薬品の産業構造改革の推進については、予算編成過程で検討する。

1

創薬基盤強化支援事業(医療系ベンチャー育成支援事業) 推^{一部}

930百万円 うち、推 493百万円(437百万円)

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るとともに、5年間の国庫債務負担行為により途切れのない支援を実施する。

2

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業 推

136百万円 (30百万円)

令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、実生産設備を利用した実践的な研修プログラムを実施するなど国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を行う。

3

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 新推

1,002百万円 (0百万円)

優れた医療機器を創出できるオープンイノベーションエコシステムを構築することを目的とし、企業の海外展開にあたって必要となる関係機関等とのネットワークの強化や、医療機関と連携して医療機器の臨床上の有用性を実証できる場の提供を行い、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図る。

4

医療機器基本計画に関する調査研究事業 新推

150百万円 (0百万円)

第2期基本計画に基づく検討会の運営に加え、第3期基本計画を策定するに当たって必要となる情報の収集・調査や、課題の分析等を行い、第3期基本計画をより効果的かつ実行性が高いものとするを目的に調査研究を実施する。

5

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進 **推**^{一部}

743百万円 うち、**推**304百万円(439百万円)

効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」構想の取組の一環として、全国の疾患登録システムを一覧化して公開し、相談窓口や情報の定期的な更新等を行う業務や、医薬品・医療機器開発にも利活用が可能な疾患登録システムを有する医療機関等と企業との間の共同研究を支援する取組等を行う。

【クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進関係の予算の内訳】

- ・クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 59百万円
- ・クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業 32百万円
- ・再生医療等実用化基盤整備促進事業 652百万円
- ・医療技術実用化総合促進事業 3,008百万円

6

臨床研究データベースシステム大規模改修事業 **新****テ**

465百万円 (0百万円)

令和4～5年度に患者団体からデータベース改修の要望書を受け意見交換を実施、令和6年に臨床研究データベースシステム機能改修仕様設計事業として本事業の仕様を検討している。令和7年度は患者団体のみならず研究者、業界団体等との意見交換を通して、国内の臨床研究データベースの在り方を見直すべく、円滑な研究の実施、治験等への理解・参加の促進を目的としたユーザーフレンドリーなデータベースの実現、令和6年度に新規構築する利益相反(COI)データベースとの連携を含めた情報の一元化等を含めた機能強化を実現するための大規模改修を行う。

7

遺伝子治療実用化基盤整備促進事業 **新****推**

68百万円 (0百万円)

大学病院や企業団体等からの有識者が参画する機構により、遺伝子治療の実用化を推進するため、①疾患・技術(モダリティ等)相談、②製造工程開発、品質規格開発の支援、③臨床研究計画等に対する技術的支援、④カルタヘナ制度の手続き等の規制対応支援、⑤再生医療臨床試験マッチング(産学連携)支援、⑥治験参加患者ネットワーク相談を実施する。

8

リアルワールドデータ利用加速のための体制構築事業

45百万円（59百万円）

質の高い診療・研究の実現や、開発後期の臨床試験規模の適正化等に資するリアルワールドデータ（RWD）を活用した医薬品・医療機器等の研究は日本が医薬品開発の国際競争力を維持するための取組の推進が不可欠である。臨床研究中核病院が取り組む臨中ネットとMID-NETが連携して、医療情報の品質管理・標準化に向けた専門人材を育成することで、国内全体でのRWD創出を加速させる。

9

2025年日本国際博覧会における再生医療等の情報発信事業 **新推**

50百万円（0百万円）

再生・細胞医療・遺伝子治療領域における我が国の取組や研究成果等を2025年の国際博覧会等において広く情報発信することで、研究開発を担う研究者を見出す機会の創出を行うとともに、国内外の研究者や投資家等が我が国に関心を持つ一助とすることで、本領域における我が国の更なるプレゼンス向上・産業発展を目指す。

10

再生医療等提供状況管理委託事業 **新**一部 **テ**一部

76百万円（45百万円）

うち、デジタル庁計上予算31百万円

令和4年6月に公表した「再生医療等安全性確保法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」の内容を踏まえた制度の運用改善等による機能改修・機能を行う。

【再生医療等提供状況管理委託事業関係の予算の内訳】

- | | |
|--------------------------|-------|
| ・再生医療等提供状況管理委託事業（部会運営等） | 45百万円 |
| ・再生医療等提供状況管理委託事業（システム経費） | 31百万円 |

（2） 国際競争力のある治験環境の整備

革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制を整備するとともに、有望なシーズに対して、精度管理された薬効試験を実施し、開発を加速化する。また、臨床研究中核病院等と連携し、海外のスタートアップや製薬企業から国内での治験・臨床試験の実施について相談を受け、支援を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

1

新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業 **新推**

786百万円 (0百万円)

新規モダリティの医薬品等の国内での開発力強化のため、国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH 試験体制、②GMP 準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH 試験の中核的な役割を担う体制の整備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH 試験体制を整備する。

2

国際共同治験ワンストップ相談窓口事業 **新推**

267百万円 (0百万円)

国際レベルの治験が実施できる体制強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、国内での治験実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施の誘致を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

3

医療技術実用化総合促進事業 **推**一部※2. (1)5に含まれる3, 063百万円 うち、**推**276百万円(2, 817百万円)

日本の臨床研究の中核的役割を担う、医療法に基づく臨床研究中核病院の体制を強化すべく、リアルワールドデータを用いた研究を進めるための体制を整備するとともに、臨床研究中核病院のARO 機能等を生かしながら企業等と連携を図り、医療技術の実用化・人材の養成を実施する。国際共同治験を担う人材育成を行うため、欧米等の医療機関等への人材派遣等を継続・拡充するとともに、令和7年度からは、国際共同治験への参加を拡大すべく、海外企業等向けの治験の相談・支援を行うワンストップ・サービス窓口と連携し、ネットワークを活用した施設の紹介・海外ニーズに応じた症例割り振り・実施の調整など治験実施の支援を行い、ドラッグ・ロスの解消に貢献する

4

臨床研究総合促進事業 **推**一部531百万円 うち、**推**243百万円(288百万円)

臨床研究・治験従事者研修プログラム：研修の対象は医師、CRC、DM (データマネージャー)、IRB 委員等とし、臨床研究中核病院が自ら開催する研修に加え、研修実施におけるノウハウを活かし、座学の研修に加えて臨床研究中核病院において数週間の実習を受入、OJT での教育等の取組を行う。

令和7年度からは、SMO、CRO等を養成研修の対象範囲へと拡大するとともに、DCTに関する研修の強化、英語で完結できる人材の育成を実施する。

CRB 質向上プログラム：臨床研究中核病院を中心として相互に CRB の審議内容を評価し合う相互評価を順次実施しフィードバックすることで、CRB 毎の審議の内容の均質化や質の向上を図る。

ヒト初回投与試験実施人材育成プログラム：FIH 試験を実施可能な人材育成を、医師、看護師、事務職員等を対象に行う。国内の FIH 試験実施体制を整えることで国際共同治験の参加を促進し、創薬力の強化につなげる。

5

産官学連携による治験環境整備事業

10百万円（10百万円）

治験の国際競争力を高める観点から、迅速化・効率化のためのデジタル技術の導入が必須であるが、規制要件の変更や実施手法の開発などの課題を解決する必要がある、産官学で課題認識の共有と解決に向けた方策を策定するため、議論に必要な情報を収集・解析して提示するとともに、これらの関係者から独立した第三者の立場で会議を運営する事務局を設置する。

(3) ドラッグラグ・ドラッグロスの解消

我が国において、未承認薬、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグラグ・ドラッグロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている。

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、未承認薬の情報整理や関係学会へのニーズの確認を進めるほか、アカデミア等による開発が促進されるよう、アカデミア主導での小児治験の実施可能性・計画等に関する助言等により医薬品開発のサポートを強化する。

1

未承認薬等迅速解消促進調査事業

57百万円（0百万円）

欧米では承認されているが日本では承認されていない未承認薬について、学会等からの要望を待つことなく、国が能動的に、未承認薬・適応外薬検討会議における医療上の必要性の評価のために必要な情報の整理を行い、未承認薬・適応外薬検討会議における評価・開発要請等の加速化を図ることで、ドラッグ・ロスの解消に向けて取り組む。

2

小児医薬品開発支援体制強化事業 **新推**

48百万円 (0百万円)

小児領域の医薬品開発を促進するため、国立研究開発法人 国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

3

小児医薬品開発ネットワーク支援事業 **新推**

25百万円 (0百万円)

小児の治験を加速すべく、引き続き開発支援リストの作成・更新や、開発者からの依頼に応じた開発サポートを実施するとともに、日本で行われる小児治験について、小児の治験にかかる各種ネットワークにつなげ、被験者の組み入れを加速する。

また、国内ネットワークと海外ネットワークの連携を強化し、国際共同治験を日本に呼び込む。

(4) 研究開発によるイノベーションの推進

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と大学、研究機関等との連携による基礎から実用化までの一貫した医療分野の研究開発を推進し、世界最高水準の医薬品、医療機器等の提供を実現する。また、がん・難病にかかる創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境を早急に整備し、研究・創薬などへの活用、新たな個別化医療の導入を進めるとともに、より早期の患者還元を着実に進めていく。

1

臨床研究法推進事業 **新推**

57百万円 (0百万円)

令和4年6月に厚生科学審議会臨床研究部会で取りまとめられた「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」において提示された取り組みを実装し、適切な判断の下で安心して研究を進められる環境を整備する。

2

臨床研究法等施行状況調査事業 **推**

119百万円 (89百万円)

平成30年4月に施行された臨床研究法の施行後の円滑な運用を図るため、

令和4年6月に厚生科学審議会臨床研究部会で取りまとめられた「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」を踏まえ、臨床研究法の改正法案が第213回通常国会に提出され、可決・成立し、令和6年6月14日付けで公布された。本改正の内容を踏まえ、令和7年度からは、臨床研究法の法改正において、特定臨床研究の対象から除外された適応外使用の医薬品等を使用する臨床研究の実施状況等について調査を実施する。

3

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 **推**一部

1,874百万円 うち、**推**314百万円(1,561百万円)

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進するにあたり、その具体的な取組の運用を担う事業実施組織を令和7年度を目処に発足させるため、その前身となる事業実施準備室の運営及び事業実施組織の運営に係る体制整備等を推進する。

(5) 医薬品等の安定供給の推進

医療用医薬品全体の約4分の1の品目が出荷停止又は限定出荷となっている。その内訳は先発品（長期収載品を含む）が約1割であるのに対し、後発医薬品は約7割となっており、後発医薬品を中心として医療用医薬品の供給不安が発生している状況にある。後発医薬品産業は、少量多品目生産や低収益に繋がりがやすいという構造的問題が指摘されている。この解決に向けて、生産性の向上、人材の育成等ガバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力を推進するため、後発医薬品企業間の連携・協力の推進に資する支援等、企業の取組を後押しする方策を検討していく。

また、国において平時から医薬品の需給状況のモニタリングを行うとともに、感染症の拡大や各企業における供給停止を起因とする需要の増大に対応し、医薬品の安定供給を確保するためのマネジメントシステムの構築を行う。さらに、特に抗菌薬については経済安全保障の観点から、国内製造体制の構築や製剤の備蓄を支援する。他にも、医療機器の安定供給を維持するため個別事例における課題等を踏まえ、安定供給に係る政策上の課題の検討と対応案の立案等を行う。

※グローバルな創薬エコシステムの構築及び後発医薬品の産業構造改革の推進については、予算編成過程で検討する。

1

医薬品安定供給・流通確認システム(仮称)の開発 **新****テ**

393百万円 (0百万円)

令和6年4月1日より、医療用医薬品の供給情報の速やかな医療機関等への共有を目的として開始した「供給状況報告」について、その内容をより迅

速に医療現場・国民等に提供することで、適正な医療の確保、関係者の負担軽減、供給状況の早期改善を図る。

2

医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業 **新** **推**

268百万円 (0百万円)

現在、国は感染症法に基づく感染症対応医薬品に関する報告徴収及び供給不安報告・供給状況報告により、製造販売業者から医薬品の供給状況に係る情報を把握しているが、より詳細な需給状況を把握し、供給不足等への対応策を迅速に検討し打ち出すことを可能とし、医療現場等との共有が必要な情報について、情報提供を行うことができる体制を構築する仕組みに必要な仕様書等を作成する。

3

抗菌薬安定確保事業 **新** **推**

363百万円 (0百万円)

β ラクタム系抗菌薬原薬の供給が途絶した場合に備え、平時より β ラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄する企業に対して、製剤の備蓄に係る費用を補助する。

4

医薬品安定供給支援事業 **新** **推**

51百万円 (0百万円)

海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援する。

5

医薬品供給リスク等調査及び分析事業 **新** **推**

85百万円 (0百万円)

令和3年3月に、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要なことから「安定確保医薬品」として選定された医薬品リストの更新にかかる検討に加え、令和5年度補正予算事業において作成した、事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や、各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」について、周知及び活用状況の調査を行う。

6

バイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための総合対策検証事業 ⑨
92百万円（60百万円）

有識者による検討会を設置し、バイオ後続品及び後発医薬品の普及・促進に向けた関係者における取組状況についてモニタリング調査とともに、バイオ後続品の講習会など効果的な普及啓発活動を実施し、現状の取組状況や課題等を踏まえ追加的に必要となる施策等を検討する。

また、NDB データを用いた使用割合等の現状分析を行い、上記検討に用いるとともに、分析結果等を都道府県にフィードバックし、都道府県における普及・促進の検討に利活用していく。

7

医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業 ⑩⑨
80百万円（0百万円）

厚生労働省、関連学会、医療機器団体、製造販売業者等が協力し、①安定供給に課題のある製品の供給状況把握、②供給不安が生じた医療機器ごとに必要な対応及び代替可能な製品を供給する製造販売業者による供給継続のために必要な対応、③供給不安を生じる要因分析のためのサプライチェーンリスク評価及び他の医療機器への影響把握、④不採算再算定制度に係る所要の検討をはじめとした、安定供給等にかかる制度の課題等の検討を行い、医療機器の安定供給を図る。

3. 医療DXの推進

2022年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めることとされ、総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部」が設置され、政府を挙げて施策を推進している。令和5年6月には「医療DXの推進に関する工程表」が策定され、工程表に沿って、全国医療情報プラットフォームの創設及び電子カルテ情報の標準化等に取り組む必要がある。具体的には、国際規格（HL7 FHIR）に基づいた電子カルテ情報及び交換方式を実装した標準型電子カルテシステムの開発・普及策の検討及びサイバーセキュリティ対策の充実といった今後の医療DXを更に進める上で基盤となる取組も進めていく。

なお、医療DXに関連するシステムは社会保険診療報酬支払基金が運用するオンライン資格確認等システムの基盤を活用するものが多く含まれており、これらのシステム開発・改修等について、支払基金における予算の柔軟な執行を確保する。

※医療DXの推進（全国医療情報プラットフォーム開発事業）については、予算編成過程で検討する。

1

保健医療情報利活用推進関連事業

531百万円（531百万円）

「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化等、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等の医療DXの推進に向けた取組を遅滞なく着実に進めていく上で必要な調査等を実施し、具体的な政策を推進する。

2

高度医療情報普及推進事業

83百万円（83百万円）

医療機関間等の連携や情報共有が図られるよう、電子カルテ等医療情報システム等で使用する医療用語等の標準マスターの整備、普及推進を行う。

医療機関等が、随時標準マスターを利用できるようマスター更新や標準マスターを実装していない医療機関からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を図り、電子カルテ情報の標準化を推進する。

3

保健医療情報拡充システム開発事業 **新** **推**

554百万円（0百万円）

救急時に患者の生命および身体の保護の観点から医療情報の閲覧を可能とする取組を進めている電子カルテ情報共有サービスの開始に伴い、新た

に傷病名等の6情報等を、セキュリティを確保した上で閲覧できる仕組み等を構築する。

4

保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業

43百万円 (43百万円)

ネットワークを活用し医療情報等を医療機関間等で共有する取組が進展する中、医師のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの対応が必要となっており、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発のため、医療関係者向け説明会の開催やHPKI認証局の運営に必要な経費を支援する。

5

保健医療分野の電子署名基盤整備事業   一部  一部

441百万円 (0百万円)

電子文書の改ざん等は、患者等の安全を脅かすものであり、電子文書の真正性担保は医療安全の観点からも医療DXの推進に向けても電子署名は重要な基盤インフラとして捉えており、電子署名に必要な基盤構築する。

6

電子カルテ情報共有の運用に向けた環境整備事業  

503百万円 (0百万円)

地域を限定したうえで、電子カルテ情報共有サービスを先行導入可能な医療機関を対象に、効果的な電子カルテ情報の共有を実現するため、システム及び運用面での検証・課題収集を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。当該サービスを活用した先進的な取組・優良事例を収集することにより、活用促進の方策についてとりまとめる。

7

標準型電子カルテα版整備事業  

871百万円 (0百万円)

医科診療所向けに標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ(標準型電子カルテ)の開発を進めているところ、令和6年度末から一部の医療機関で行う試行実施を踏まえ、課題収集とともに、必要なシステム改修等を行う。

8

電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業 新 推

616百万円 (0百万円)

公的 DB 等を一元的かつ安全に利用・解析できる情報連携基盤の構築や電子カルテ情報共有サービスで共有される情報の二次利用を可能とすることの必要性が指摘されている。情報連携基盤及び臨床情報に関する大規模なデータベースの構築を行うため、構築に先立つ調査設計を行う。

9

地域医療情報連携ネットワーク調査事業 新 推

30百万円 (0百万円)

各地域に存在する地域医療情報連携ネットワークの運営主体に対し、アンケートやヒアリング等の調査を実施する。それぞれの稼働状況や運営方法等を把握し、全国医療情報プラットフォームとの役割整理等を検討する。

10

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業 推

113百万円 (100百万円)

国内の医療機関を標的としたランサムウェアを利用したサイバー攻撃は年々高度化、巧妙化しており、その結果、診療を長時間休止せざるを得ない深刻な事態も起こっている。そのため、医療機関向けセキュリティ研修の実施、及びサイバーセキュリティインシデントが発生した医療機関の原因究明や対応の指示などの初動支援体制の強化等を図る。

11

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 新 推

349百万円 (0百万円)

医療機関等におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

12

医療機関等情報支援システム(G-MIS)保守運用等経費 推

1,940百万円 (609百万円)

新型コロナウイルス感染症対策として構築・運用されてきたG-MISについて、今後は感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして、各種調査等を実施するとともに、長期的に運用していくため、必要な保守等を行う。

GS1標準バーコードの更なる有効活用を推進するため、製品情報をリアルタイムでアップデートできる製品データベースの構築を行い、取り違えの防止や回収ロットの特定などの医療安全の更なる向上、医療機関等における在庫管理業務や受発注業務等の業務効率化につなげる。

4. 各種施策

1	死因究明等の推進 ④一部 ㊦一部 296百万円 うち、④13百万円(281百万円) うち、デジタル庁計上予算9百万円
---	---

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断等の検査、死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上など、必要な施策を講じる。

【死因究明等の推進関係の主な予算の内訳】

・異状死死因究明支援事業	129 百万円
・死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36 百万円
・死体検案講習会費	20 百万円
・死亡時画像読影技術等向上研修経費	11 百万円
・死因究明拠点整備モデル事業	78 百万円

2	国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備 ㊦一部 32, 158百万円 (30, 393百万円) うち、デジタル庁計上予算44百万円
---	---

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実を図るため、医療及び介護に関する体制の整備及び充実に必要な経費を確保する。

3	国立病院機構における政策医療等の実施 1, 347百万円 (1, 184百万円)
---	--

国立病院機構が行う政策医療等に必要な経費を確保する。

4	経済連携協定に基づく取組み等の円滑な実施 167百万円 (167百万円)
---	--

経済連携協定 (EPA) に基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

【経済連携協定関係の予算の内訳】

・外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	63 百万円
・外国人看護師候補者学習支援事業	104 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 27,063 百万円を活用

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

5

「統合医療」の情報発信に向けた取組 **推**一部

14百万円 うち、**推**4百万円(10百万円)

「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うために必要な支援を行う。

6

第2期復興・創生期間における地域医療の再生支援

3,543百万円（2,128百万円）

※東日本大震災復興特別会計に計上

福島県の避難指示解除区域等における地域医療提供体制の確保のため、第2期復興・創生期間においても引き続き必要な支援を行う。

7

立入検査実施にかかる監視員の研修

3百万円（3百万円）

医療法に基づく立入検査について、監視員の検査の実施にあたり、近年、習熟しなければならぬ知識も複雑多様化していることから、監視員の質の向上及び指導の標準化を図るための実効性のある研修を実施する。

8

地域医療基盤総合推進調査事業

30百万円（30百万円）

医療政策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等の実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して支援を行う。

9

適切な診療・施術を受けるための機会の選択等に資する広報・実態調査等事業 **新推**

201百万円（0百万円）

国民が、安心・安全に適切な医業類似行為及び美容医療等並びにオンライン診療といった診療・施術を受けるための機会を選択できるよう広報を行うと共に、オンライン診療や美容医療等の実態及び施術所の広告の実態についての調査等を行う。

10

医師等国家試験受験手続オンライン化事業 (新) (テ)

260百万円 (0百万円)

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、医師等国家試験受験手続をオンライン化する。

11

医師等国家資格のオンライン申請に係る免許登録管理システム改修事業

(新) (テ)

43百万円 (0百万円)

国家資格等情報連携・活用システムと現在、籍簿を管理している医師等免許登録管理システムと資格データを連携することによって、検出された課題点を改善し、より効率的な登録業務ができるシステムへの改修を行う。

12

医師等の各種申請手続きのオンライン化に伴うキャッシュレス決済環境の整備経費 (新) (推)

58百万円 (0百万円)

各種申請のオンライン化に伴い、受験手数料や免許登録税をオンラインで決済可能とする。その際の受験申請手続及び資格申請手続におけるキャッシュレス決済及び住基照会手数料等にかかる費用を負担する。

13

新規免許登録事務支援事業 (新) (推)

12百万円 (0百万円)

医師等の国家試験に係る各種免許の登録にあっては、申請者や医療機関への影響が大きいことから、速やかに免許登録まで行う必要がある。そのため、免許申請の審査等を行う期間の体制を強化する必要があることから、新規免許登録事務支援事業を行う。

14

医師等免許登録・国家試験関係システム調査研究・調達支援事業 (新) (テ)

67百万円 (0百万円)

各府省庁や地方公共団体の情報システムにおいては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づき、ガバメントクラウドへの移行が推進されている。医師等免許登録管理システム等においても、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上で、第二期共通PF等からガバメントクラウドへ移行することとしているため、移行方法等の調査研究を行う。